



◇知っておきたい労働基準法！

働くようになると、「労働基準法」という法律を知っておく必要があります。自分を守るためのルールにもなりますので、基本的な知識を覚えておきましょう。

①労働条件の明示

労働者を採用するときは、**労働条件を明示**しなければなりません。

②賃金

賃金は**通貨で、直接労働者に、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払**しなければなりません。また労働者の同意があっても最低賃金額を下回ることはできません。

③労働時間

労働時間の上限は、**1日8時間、1週40時間**(一部の業種は44時間)です。

④休憩・休日

1日の労働時間が**6時間を超える場合には、45分以上、8時間を超える場合には、1時間以上**の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません。

少なくとも**1週間に1日、または4週間で通じて4日以上**の休日を与えなければなりません。

※労働条件については、**会社が作成する書面(労働条件通知書等)で必ず確認**しましょう！



(資料出所 厚生労働省「労働基準法の基礎知識」より)

⑤割増賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から午前5時)を行かせた場合、割増賃金を支払わなければなりません。



岐阜県の最低賃金 <H27. 10. 1~>
754円(時間額)
※特定(産業別)最低賃金以外

⑥年次有給休暇

雇い入れの日(試用期間含む)から、**6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上**出勤した労働者には年次有給休暇が与えられます。

⑦解雇・退職

やむを得ず、労働者を解雇する場合は、**30日以上前に予告**するか、**解雇予告手当(平均賃金の30日以上)**を支払わなければなりません。

⑧就業規則

常時10人以上の労働者を使用している場合は、**就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添えて、所轄労働基準監督署に届け出**なければなりません。

◇先輩からのアドバイス

氏名：中島 里奈 さん
(平成24年3月 桜花学園大学 卒)
大中保育園 勤務



★現在の仕事、会社について

子どもが満足感、達成感を得られるように子どもたちが興味を持ったことをどう実現するかを考え、実行することが私たちの仕事です。

園の方針として、子どもの主体性を大切にしているので、子どもたちがやりたいことを**保育士が援助者として手を貸せる存在**でいられるよう心掛けています。

表現方法を間違えて子どもを戸惑わせてしまうこともあります。その反省を活かして頑張っています。

毎日「今日も楽しかった！」と思えるこの仕事を大切にしながら、理想の保育士像に近づけるように子どものキラキラした笑顔を守っていきたいです。

★地元就職について

私が中学生のときに、姉が大学へ進学したので、親の苦勞を目の前で見っていました。色々な親孝行の方法を考えましたが、やはり**1番の親孝行は親の傍で暮らしながら恩返しをすること**だと思い、地元就職を決意しました。

また、私自身が郡上の自然の中で四季を感じて育ったので、そんな環境の中で子育てに携わりたかったこともひとつの理由です。

★学生生活について

保育の大学なので専門的な勉強でした。4年制だったので幅広く、より深く勉強出来たので満足しています。また、ボランティアやアルバイトをする時間も取れたので社会勉強もでき、視野を広げることができました。



「今やらなければならないことは、あなたが今1番やりたくないことです。」
私もこの言葉を胸に頑張ってきました。特に学生は誘惑も多く、優先すべきことを後回しにしがちですが、自分の未来の理想像を思い浮かべて行動をおこしましょう！

<編集後記> 10月に入り、就職内定された方も多くいらっしゃると思います。今回は、労働者を守るための法律について簡単にご紹介しました。(あくまでも「原則」であり、特殊なケースは除外しています。)入社してから、「こんなはずじゃなかった」と後悔しないよう、労働条件については入社する前によく確認しておきましょう。(A)